

平成22年度 診療報酬改定

画像診断・放射線治療・超音波検査等の主な改定項目

平成22年3月5日、厚生労働省より「平成22年度診療報酬改定」に関する通知が出されました。通知では、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第69号)をはじめ関係告示等が公布され、平成22年4月1日から適用されることとなりました。

尚、この改定情報は平成22年3月5日時点での改定情報を元に掲載をさせて頂いておりますので、最終的な決定とは異なる可能性がありますので、予めご了承下さい。

● 診療報酬改定率*

診療報酬改定率	平成22年度改定	平成20年度改定
全体改定率	+0.19% (約 700 億円) ⇒ 10年ぶりのネットプラス改定	▲0.82%
診療報酬 (本体)	+1.55% (約 5,700 億円)	+0.38%
医科	+1.74% (約 4,800 億円)	+0.42%
入院	+3.03% (約 4,400 億円)	
外来	+0.31% (約 400 億円)	
歯科	+2.09% (約 600 億円)	+0.42%
調剤	+0.52% (約 300 億円)	+0.17%
薬価等	▲1.36% (約 5,000 億円)	▲1.20%

● 社会保障審議会の「基本方針」*

重点課題と4つの視点	対応
1. 重点課題 ・救急、産科、小児、外科等の医療の再建 ・病院勤務医の負担軽減	・救命救急センター、二次救急医療機関の評価 ・ハイリスク妊産婦管理の充実、ハイリスク新生児に対する集中治療の評価 ・手術料の引き上げ、小児に対する手術評価の引き上げ ・医師事務作業補助体制加算の評価の充実、多職種からなるチーム医療の評価
2. 4つの視点 ① 充実が求められる領域を適切に評価していく視点 ② 患者から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点 ③ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点 ④ 効率化の余地があると思われる領域を適正化する視点	・がん医療・認知症医療・感染症対策・肝炎対策の推進、明細書の無料発行など
3. 後期高齢者という年齢に着目した診療報酬体系の廃止	・75歳という年齢に着目した診療報酬体系の廃止

*厚生労働省による平成22年度診療報酬改定説明会(平成22年3月5日開催)資料より。尚、平成20年度改定率については、前回改定率から引用。



4つの視点

① 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

● がん医療の推進について

放射線治療の充実

放射線治療病室における R I 内用療法等の管理の評価
放射線治療病室管理加算 ----- 500点→2,500点(1日につき)

● 手術以外の医療技術の適正評価について

● 医療技術の評価及び再評価

新規医療技術の保険導入及び既記載技術の再評価

1. 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、保険導入を行う。
2. 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、新規技術の保険導入又は既存技術の診療報酬上の評価の見直しを行う。

胎児心超音波検査(産科スクリーニング胎児超音波検査において心疾患が強く疑われる症例に係るものに限る。) 1,000点(新設)

【施設基準】

- (1) 循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有し、胎児心エコー法を20症例以上経験している医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関が産婦人科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。ただし、胎児心エコー法を実施する医師が専ら循環器内科又は小児科に従事している場合にあっては、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。
- (3) 倫理委員会が設置されており、必要なときは事前に開催すること。

【留意事項】

胎児心エコー法は、胎児の心疾患が強く疑われた症例に対して、循環器内科、小児科又は産婦人科の経験を5年以上有する医師が診断を行う場合に算定する。その際、当該検査で得られた主な所見を診療録に記載すること。また、胎児心音観察に係る費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。

● 強度変調放射線治療(IMRT)の適用拡大

新規医療技術の保険導入及び既記載技術の再評価

平成 20 年度保険導入時	平成 22 年度改定
頭頸部腫瘍(原発性のものに限る。)の患者 前立腺腫瘍(原発性のものに限る。)の患者 中枢神経腫瘍(原発性のものに限る。)の患者	「限局性の固形悪性腫瘍の患者」とし、 すべてのがんについて強度変調放射線治療 (IMRT)の対象とすることとした。

・なお、算定要件に下記を追加し、明確化を行った。
関連学会のガイドラインに準拠し、3方向以上の照射角度から各門につき3種以上の線束強度変化をもつビームによる治療計画を逆方向治療計画法にて立案したものについて照射した場合に限る。

● 画像誘導放射線治療加算の新設

画像誘導放射線治療加算

・体外照射の加算として新設

画像誘導放射線治療加算 ----- 300点(毎回)(新設)
【施設基準】

- (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有する者に限る。)が1名以上
- (3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上
- (4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者(診療放射線技師その他の技術者等)が1名以上
- (5) 当該治療を行うために必要な次に掲げるいずれかの機器が当該治療を行う室内に設置されていること。
ア 2方向以上の透視が可能な装置
イ 画像照合可能な CT 装置
ウ 画像照合可能な超音波診断装置
- (6) 当該保険医療機関において、画像誘導放射線治療(IGRT)に関する手法と機器の精度管理に関する指針が策定されており、実際の画像誘導の精度管理が当該指針に沿って行われているとともに、公開可能な実施記録と精度管理に係る記録が保存されていること。

● 高エネルギー放射線治療の増点

高エネルギー放射線治療	現行	改定	増減
イ 1 回目			
(1) 1 門照射又は対向2門照射を行った場合	930点	840点	▲90点
(2) 非対向2門照射又は3門照射を行った場合	1,240点	1,320点	+80点
(3) 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合	1,580点	1,800点	+220点
ロ 2 回目			
(1) 1 門照射又は対向2門照射を行った場合	310点	280点	▲30点
(2) 非対向2門照射又は3門照射を行った場合	410点	440点	+30点
(3) 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合	520点	600点	+80点

● 密封小線源治療の増点

密封小線源治療	現行	改定	増減
・腔内照射			
イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	3,000点	10,000点	+7,000点
ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合	1,000点	500点	▲500点
ハ その他の場合	1,500点	5,000点	+3,500点
・組織内照射			
イ 前立腺癌に対する永久挿入療法	48,600点	48,600点	-
ロ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	7,500点	23,000点	+15,500点
ハ その他の場合	6,000点	19,000点	+13,000点
・放射性粒子照射			
	2,000点	8,000点	+6,000点
注2使用した高線量率イリジウムの費用	70円で除して得た点数を加算	50円で除して得た点数を加算	

● その他の放射線治療

放射線治療管理料の増点	現行	改定	増減
・放射線治療管理料(分布図の作成1回につき) 4門以上の照射、運動照射、原体照射又は組織内照射を行った場合	3,400点	4,000点	+600点
全身照射の増点	現行	改定	増減
・全身照射(一連につき)	10,000点	30,000点	+20,000点
医療機器安全管理料2の増点	現行	改定	増減
・医療機器安全管理料2 放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合(一連につき)	1,000点	1,100点	+100点

● 放射線同位元素内用療法関連

放射線同位元素内用療法管理料の項目追加・増点	現行	改定	増減
・放射線同位元素内用療法管理料			
1 甲状腺癌に対するもの	500点	1,390点	+890点
2 甲状腺機能亢進症に対するもの	250点	1,390点	+1,140点
3 固形癌骨転移による疼痛に対するもの	-	1,700点	新設
4 B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの	-	3,000点	新設

● 画像診断・その他

FDG-PET の評価

・適用疾患の拡大

てんかん若しくは虚血性心疾患の診断
以下の悪性腫瘍の病期診断又は転移・再発の診断
脳腫瘍、頭頸部癌、肺癌、乳癌、食道癌、膀胱癌、転移性肝癌、大腸癌、子宮癌、卵巣癌、悪性リンパ腫、悪性黒色腫、原発不明癌



てんかん若しくは虚血性心疾患の診断
悪性腫瘍(早期胃癌を除く。)の病期診断又は転移・再発の診断

・施設共同利用率の要件の緩和

該当しない場合は所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとなる施設基準
ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、別添2の様式36に定める計算式により算出した数値が100分の20以上であること。(ただし、特定機能病院、がん診療連携の拠点となる病院又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関を除く。)

外傷全身CTの新設

・外傷全身CT加算(CT撮影の加算)800点(新設)

【施設基準】

- (1) 救命救急入院料の施設基準を満たすこと。
- (2) 64列以上のマルチスライス型のCT装置を有していること。
- (3) 画像診断管理加算2に関する施設基準を満たすこと。

【留意事項】

外傷全身CTとは、全身打撲症例における初期診断のため行う、頭蓋骨から少なくとも骨盤骨までの連続したCT撮影をいう。

② 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

● 医療の透明化に対する評価について

明細書発行の推進

- ・電子請求が義務付けられている病院・診療所・薬局
⇒正当な理由のない限り、原則として明細書を無料で発行
正当な理由 ①明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用
②自動入金機の改修が必要な場合
注) 明細書発行を行う旨を院内掲示するとともに、明細書発行を希望しない方には、その旨の申し出を促す院内掲示を行うなどの配慮を行う。
- ⇒正当な理由がある場合は、患者から求めがあった場合には明細書を交付ただし、正当な理由に該当する旨を地方厚生(支)局長に届出を行い、明細書を発行する旨を院内掲示する
- ・電子請求が義務付けられていない病院・診療所・薬局
⇒明細書発行の義務はないが、明細書発行に関する状況を院内掲示する
院内掲示の内容→明細書発行の有無、手続き、費用徴収の有無、その金額など

診療報酬上の支援

明細書の無料発行等を行っている診療所の評価(電子請求を行っている診療所に限る。)

明細書発行体制等加算 ----- 1点(再診料に加算)(新設)

③ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

● 質が高く効率的な急性期入院医療等の推進について

検体検査評価の充実について

各種検体検査は診断や治療に必須のものであり、良質かつ適切な医療を提供するために、その質の確保及び迅速化は重要な課題である。このため、検体検査の質の確保や迅速化について重点的な評価を行う。

① 特定機能病院等の大規模病院においては、高度な医療の提供が求められている。こうした検査の質を確保する観点から、臨床検査技師10名以上を擁する充実した体制で検体検査を実施する場合の評価を新設する。

検体検査管理加算(IV) ----- 500点(新設)

② 外来迅速検体検査加算の評価を引き上げる。

外来迅速検体検査加算

5点/件(最大5件まで) → 10点/件(最大5件まで)

【留意事項】

- (1) 外来迅速検体検査加算については、当日当該保険医療機関で行われた検体検査について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。
- (2) 以下の多項目包括規定に掲げる点数を算定する場合には、その規定にかかわらず、実施した検査項目数に相当する点数を加算する。
- (3) 同一患者に対して、同一日に2回以上、その都度迅速に検体検査を行った場合も、1日につき5項目を限度に算定する。
- (4) 区分番号「A002」外来診療料に含まれる検体検査とそれ以外の検体検査の双方について加算する場合も、併せて5項目を限度とする。
- (5) 現に入院中の患者については算定できない。ただし、外来を受診した患者に対し、迅速に実施した検体検査の結果、入院の必要性を認めて、引き続き入院となった場合は、この限りではない。

④ 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

● 相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について

エックス線撮影料

・デジタル撮影の新設

デジタル撮影はアナログ撮影と比較して多くの利点を有している。平成21年末をもってデジタル映像化処理加算が廃止されることを踏まえ、デジタル撮影料を新設し、アナログ撮影と区別する。

	現行	改定	増減
1 単純撮影	65点		
イ アナログ撮影		60点	▲5点
ロ デジタル撮影		68点	+3点
2 特殊撮影（一連につき）	264点		
イ アナログ撮影		260点	▲4点
ロ デジタル撮影		270点	+6点
3 造影剤使用撮影	148点		
イ アナログ撮影		144点	▲4点
ロ デジタル撮影		154点	+6点
4 乳房撮影（一連につき）	196点		
イ アナログ撮影		192点	▲4点
ロ デジタル撮影		202点	+6点

※デジタル撮影、フィルム出力によるデジタル映像化処理加算15点は廃止

エックス線診断料と造影手技

・乳房撮影、画像診断料の見直し

その他	現行	改定	増減
・マンモグラフィの評価 E001 写真診断 乳房撮影	256点	306点	+50点

・造影剤注入手技で嚥下造影が新設

その他	現行	改定	増減
・嚥下造影検査の評価 E003 造影剤注入手技 嚥下造影	-	240点	新設

E002 撮影（新生児加算又は乳幼児加算を行う場合の所定点数）

新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。

【留意事項】

新生児加算又は乳幼児加算を行う場合に端数が生じる場合の端数処理（四捨五入）は、当該撮影の最後に行うものとする。

電子画像管理加算

電子画像管理加算	現行	改定	増減
1 単純撮影	60点	57点	▲3点
2 特殊撮影	64点	58点	▲6点
3 造影剤使用撮影	72点	66点	▲6点
4 乳房撮影	60点	54点	▲6点

※デジタル映像化処理加算は廃止

コンピューター断層撮影診断料の見直し

・評価体系の見直し

CT及びMRIについて、新たな機器の開発や新たな撮影法の登場などの技術の進歩が著しい等の観点から、画像撮影の評価を見直す。また、CT及びMRIの2回目以降の撮影料について、実態を踏まえた見直しを行う。

E200 コンピューター断層撮影（CT撮影）

現行	改定後	増減
イ マルチスライス型の機器による場合	850点 CT撮影 イ 16列以上のマルチスライス型の機器による場合	900点 +50点
ロ イ以外の場合	660点 ロ 16列未満のマルチスライス型の機器による場合	820点 ▲30点
	ハイ、ロ以外の場合	600点 ▲60点

E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）

電子画像管理加算	現行	改定	増減
1 1.5テスラ以上の機器による場合	1,300点	1,330点	+30点
2 1以外の場合	1,080点	1,000点	▲80点

通則2 E200 コンピューター断層撮影 E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影（一連につき）

現行	改定後
（中略）当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき650点を算定する。	（中略）当該月の2回目以降の断層撮影については、一連につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

検査

・幼児加算の新設

3歳未満の小児に係る生体検査に加え、3歳以上6歳未満の小児についても幼児加算の対象とした（学会からの提案に基づき、対象範囲は限定した）。

	現行	改定
新生児	30/100加算	60/100加算
3歳未満	30/100加算	30/100加算
3歳以上6歳未満	加算なし	15/100加算 (D200-D242に限る。)

【注意事項】

本資料は下記の官報告示、通知並びに平成22年度診療報酬改定説明会（平成22年3月5日開催）資料をもとに画像診断・放射線治療・超音波検査の主な改定項目について作成致しました。資料の内容や印刷につきまして、注意を払い極力正確を期しておりますが、ご不明な点等に関しましては下記の原資料や今後の解釈通知等をご参照願います。

- ◆ 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第69号）
 - ◆ 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第72号）
 - ◆ 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第73号）
 - ◆ 平成22年度診療報酬改定について（保発0305第1号）
 - ◆ 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発0305第1号）
 - ◆ 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発0305第2号）
 - ◆ 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発0305第3号）
- 【厚生省ホームページ】平成22年度診療報酬改定説明会（平成22年3月5日開催）資料等について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken12/setumei.html>

東芝メディカルシステムズ株式会社

本社 〒324-8550 栃木県大田原市下石上1385番地

<http://www.toshiba-medical.co.jp>

© Toshiba Medical Systems Corporation 2010

●東芝メディカルシステムズ株式会社は、品質システムの国際規格ISO 9001及びISO 13485の認証を取得しています。
 ●東芝メディカルシステムズ株式会社那須事業所は、環境マネジメントシステムの国際規格ISO 14001の認証を取得しています。